

木更津市クラウド型電話交換機導入業務に関するプロポーザル実施要領

1. 目的

木更津市（以下「本市」という。）の電話交換機は、設置から１０年を経過し更新が必要な時期を迎えており、令和７年度中に新朝日庁舎へ移転を予定していることから、老朽化した既存の電話交換機の更改や運用負担の軽減を図る。また、クラウド化することにより、通信インフラの拡張性を確保し、災害時の事業継続性を高めることを目的とする。

2. 概要

（１）名称

木更津市クラウド型電話交換機導入業務

（２）履行場所、内容及び期間

別冊「木更津市クラウド型電話交換機導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3. プロポーザル方式を採用する理由

本事業は、市役所における電話交換機の更新及び関連システムの導入を目的とするものであり、単なる機器の調達にとどまらず、各種設備との連携、将来的な拡張性、保守体制、セキュリティ対策等、多岐にわたる要素を総合的に考慮する必要がある、特に本市では、職員が業務用スマートフォンにて使用している「オフィスリンク」との連携が必須であり、内線・外線の統合、発信番号や内線番号の管理などアプリケーションとの連携が求められる。

このような高度な技術的要件を満たすためには、価格のみを基準とする競争入札方式ではなく、提案内容の技術的妥当性、運用性、保守性等を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式を採用する。

4. 事業スケジュール

項目	日程
① プロポーザル公募開始・実施要領等公表	令和７年７月２３日（水）
② 質問受け付け	令和７年７月２３日（水）から 令和７年７月３０日（水）まで
③ 質問回答	令和７年８月５日（火）

④ 参加意向申出書、応募資格確認書類の提出	令和 7 年 8 月 1 2 日（火）まで
⑤ 参加資格審査結果通知及び提案書提出要請	令和 7 年 8 月 1 8 日（月）
⑥ 提案書提出期限	令和 7 年 8 月 1 8 日（月）から 令和 7 年 8 月 2 5 日（月）まで
⑦ プレゼンテーション実施	令和 7 年 9 月 1 1 日（木）
⑧ 審査結果通知	令和 7 年 9 月 1 6 日（火）
⑨ 契約締結	令和 7 年 9 月 1 8 日（木）

※上記日程は予定であり、変更となる場合がある。

5. 応募資格及び条件

（１） 応募資格

応募者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ① 木更津市入札参加資格者名簿に登録された者
- ② 受注者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次の事項に該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者、又は受注者を決定する前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - イ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者
- ④ 国税、地方税を滞納していない者

（２） 応募に関する留意事項

- ① 提出書類の取扱い
提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、本市に提出した書類は返却しないものとする。また、本市は、応募者に無断で本事業における審査等以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。
- ② 本市からの提供資料の取扱い
本市が提供する資料は、応募者が本事業の提案参加又は提案書作成等で利用する以外の目的で利用してはならない。また、目的範囲内であっても、本市の了解を得ることなく第三者にこれらを提供し利用させてはならない。
- ③ 提出書類の変更・修正の禁止
提出した書類の変更、差し替え、再提出を禁止する。しかし、本市は、提出した書類に係る追加参考資料の提出を要請することがある。

④ 虚偽記載の禁止

参加表明書及び資格確認書類、提案書に虚偽の記載があった場合は、提出した書類を無効とする。

⑤ 費用負担

応募に関する書類作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。

⑥ 特許権

提案内容に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の国内外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠・デザイン・設計・施工手法・維持管理手法等を利用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

⑦ 応募者の複数提案禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

⑧ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議のうえ、本市が認めた場合はこの限りではない。

⑨ 責任分担

提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変更など、事業者の責めに帰さない合理的な理由がある場合は、双方で別途協議を行うものとする。

6. 提案上限額及び参考価格

下記のとおりとする。この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、導入から運用を含めた5年間の企画提案の規模を示す金額である。

① 木更津市クラウド型電話交換機等設定業務委託

提案上限額 7, 707, 370 円 (税込み)

② 木更津市クラウド型電話交換機賃貸借 (クラウド型電話交換機運用費用)

参考価格 27, 091, 625 円 (5年間/税込み)

7. 応募等の手続き

(1) 実施要領等の公表

本事業に係るプロポーザル実施要領、提出様式、仕様書を令和7年7月23日(水)に本市ホームページにて公表する。

(2) 実施要領に関する質問及び回答

① 質問

(ア) 提出方法

・「(様式1) 質問書」を使用し、電子メールにて提出する。

- ・電話、郵送、FAX、持参での提出は一切不可とする。
- ・電子メールで提出の際は、件名を「クラウド型電話交換機導入業務質問書（事業者名）」とする。

(イ) 受付期間

- ・令和7年7月23日（水）から7月30日（水）まで

② 回答

提出された質問を取りまとめ、令和7年8月5日（火）までに全質問に対する回答を参加意向申出書提出者全員に電子メールで送信する。

(3) 参加意向申出書及び応募資格確認書類の提出

① 提出期間 令和7年7月23日（水）から令和7年8月12日（火）まで（厳守）

② 提出時間 開庁日の8時30分から17時15分まで（日曜開庁日は除く）

③ 提出書類

- ・「(様式2) プロポーザル参加意向申出書」
- ・応募資格確認書類

(ア) 「(任意様式) 会社概要」

(イ) 「(任意様式) 業務実績報告書」

※他の自治体における本業務と同様の請負実績を記載すること。

(ウ) 法人登記事項証明書又はその写し（発行3か月以内のもの）

(エ) 国税及び地方税の納税証明書又はその写し（発行3か月以内のもの）

※国、都道府県、市区町村に納付すべき税に滞納がないことの証明

※消費税及び地方消費税については、未納がないことの証明

(オ) 直近の決算関係書類

※財務諸表又はこれに代わる財務状況の確認がとれる書類

④ 提出方法

電子メールにより提出すること。

⑤ 提出先

事務局（木更津市役所 資産管理部財産活用課）

E-mail : zaisan@city.kisarazu.lg.jp

(3) 参加資格審査結果通知

事務局にて応募資格確認後、令和7年8月18日（月）までに参加意向申出書に記載の電子メールアドレス宛に「公募型プロポーザル参加資格審査結果通知書」を送付する。併せて、提案書の提出要請を通知する。

(4) 提案書の提出

提案書の提出要請が通知された応募者は、提案書及び見積書各8部（正本1部、副本7部）を作成し、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。

ただし、(5)に示す辞退届の提出がなく、提案書の提出がなかった場合は辞退したものとしなす。

- ① 提出期間 令和7年8月18日(月)から8月25日(月)まで(厳守)
- ② 提出時間 開庁日の8時30分から17時15分まで(日曜開庁日は除く)
- ③ 提出先 〒292-8501 千葉県木更津市朝日三丁目10-19
事務局(木更津市役所 資産管理部財産活用課)
- ④ 提出書類
 - (ア)(任意様式)提案書
 - ・企画提案書の下部にページ番号を付すこと。また、表紙、目次を除き20ページまでとすること。
 - ・提案書の構成は(イ)に記載する構成とすること。
 - (イ)企画提案書の構成
 - ・本業務への取組方針
 - ・環境構築イメージ図
 - ・利用イメージ
 - ・将来的な拡張性
 - ・独自提案
 - ・導入スケジュール
 - (ウ)(任意様式)見積書
 - ※木更津市クラウド型電話交換機導入等業務に係る5年間の賃貸借料を見積もること。その際、各費用の積算が確認できるよう見積もること。また、見積額には消費税及び地方消費税を含むものとする。

- ⑤ 提出方法
 - ・持参又は郵送(配達確認ができるもので、提出期限までに必着)

(5) 辞退届の提出

提案書提出要請の通知を受けた応募者が、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を次の方法で提出すること。

- ① 提出書類 「(任意様式)辞退届」
- ② 提出期限 令和7年8月25日(月)17時15分まで
- ③ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
- ④ 提出先 〒292-8501 千葉県木更津市朝日三丁目10-19
事務局(木更津市役所 資産管理部財産活用課)

8. 審査・選定方法

(1) 選定方法

「木更津市クラウド型電話交換機導入業務受託候補者選定審査会設置要領」に基づ

き開催する、選定審査会の審査によってプロポーザルに参加する応募者が提案した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も優れた事業者を選定し受託候補者として決定する。

(2) 審査・選定基準及び配点

参加事業者当たり 100 点満点とし、審査評価点を基に、次の審査項目について審査・採点を実施する。加点の総和が最も高かった応募者を受託候補者とする。なお、評価点が同点であった場合には、提案能力の点数により優先順位をつける。

(3) 参加事業者が 1 者またはない場合の取り扱い

① 参加事業者が 1 者のみの場合であっても審査を実施するものとし、全審査委員の審査項目における得点の平均点が 60 点以上でなければ受託候補者として認めないものとする。

② 提案者がない場合

提案者がない場合は、再度公募を検討する。

<審査評価点>

審査項目	審査の内容	配点
業務遂行能力	・仕様書の内容を適切に捉え、明確かつ具体的な提案であるか。 ・本業務を実施できる体制が整っているかつ、実施可能な無理のないスケジュールとなっているか。 ・過去に類似業務の履行実績を有しているか。 ※類似実績とは、自治体や公的団体、民間企業などの使用者 100 人以上の規模で導入したもの。	15
提案機器・サービス	・クラウド PBX、スマートフォンの機能及び性能は十分か。 ・駅前庁舎との連携は十分か。 ・通信品質の安定性は十分か。 ・機器故障時、災害時の対応は十分か。	20
機器の操作性	・外線、内線発信時の提案内容は十分か。 ・着信、ピックアップ、転送方法が容易に行えるか。	10
管理の容易性	・設定変更が容易に行えるか。 ・短期間で設定変更を実施できる体制がとられているか。 ・管理機能、利用制限等の機能は十分か。 ・十分なセキュリティ対策、個人情報保護対策がとられているか。	20
運用・保守	・専門知識が無くても理解できる内容の研修会を実施できるか。 ・保守体制、保守サービスの提案内容は十分か。	15

	・障害発生時の対応は十分に考慮されているか。	
提案能力	・本業務に関して有効と考えられる独自の提案があるか。 ・業務用スマートフォンと本庁舎 2 箇所における固定電話機の将来性について	20
合計		100

(4) 評価、選定に関する留意事項

- ① 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - (ア) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
 - (イ) 虚偽の記載や不正が認められた場合。
 - (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。また、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
 - (エ) 審査の公平性に影響を与えることがあった場合。
 - (オ) 本実施要領に違反すると認められた場合。
 - (カ) プレゼンテーション当日、正当な理由なく指定した時刻に遅れた場合。
 - (キ) 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、または事業の公正な進行を妨げた場合。
 - (ク) 市が提示した提案限度額を超える見積書を提出した場合。
 - (ケ) 本プロポーザルに関して不適切な行為があった場合。
- ② 提出された提案にかかる書類の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。なお、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者に帰すものとする。
- ③ 必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがある。
- ④ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ⑤ 提出された参加表明及び企画提案にかかる書類は返却しない。なお、審査以外の目的で使用しない。
- ⑥ 本プロポーザルは、最適な参加者を選定するために行うものであり、契約後の業務において、必ずしも提案内容の履行を保証するものではない。
- ⑦ このプロポーザル手続きにおいて、本市が配付した書類や資料等を他の目的で使用しないこと。

(5) 審査の流れ

- ① 提案書及びプレゼンテーションを元に提案内容の審査を行う。
- ② 審査に要する時間は 40 分以内(プレゼンテーション(デモンストレーション含む) 30 分・ヒアリング 10 分) とする。
- ③ プレゼンテーション参加者は、構成員を最大 3 名とする。
- ④ 審査の結果、総合得点の最も高い提案をした参加者を、契約に向けての受託候補

者とする。また、次点者を次点交渉権者とする。

(6) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、令和7年9月16日(火)までにプレゼンテーション参加者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
- ② 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ③ 審査結果は、本市のホームページにおいて、受託候補者の名称及び得点並びに受託候補者以外の得点を公表する。

9. 契約の締結

(1) 契約内容の協議

受託候補者において提出された提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、実施する事務の詳細及び契約内容等の協議を行う。

また、受託候補者は、提案等の内容、提案見積価格の履行義務があるが、本市は提案等の内容を取捨選択できる。

なお、受託候補者との協議の結果、両者が合意に至らなかった場合には、本市は次点交渉権者と協議をする。

(2) 見積書の提出

受託候補者は、協議の結果に基づき、正式な見積書を提出するものとする。

(3) 契約の締結

契約内容の協議、正式な見積書の内容により本市と受託候補者が合意した場合は、受託候補者を相手として、賃貸借契約及び設定に係る業務委託契約を締結する。

(4) 契約の締結後

受託候補者に本事業における失格事由等が認められる行為が判明した場合、本市は契約を解除できるものとする。

10. その他留意事項

(1) 誠実な業務執行

- ① 事業者は、実施要領及び配布資料の諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。
- ② 業務遂行にあたり、疑義が生じた場合には、本市との間で誠意をもって協議すること。
- ③ 業務の遂行上知りえた内容は、他人に漏らさないこと。

(2) 事業契約期間中の事業者との関わり

事業者は、事業者の責により事業を遂行する。本市は契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(3) 事業の継続が困難となった場合における措置

- ① 事業者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はその恐れが生

じた場合には、本市は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかった場合には、本市は、事業者との契約を解除することができるものとする。

- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、本市は、事業者との契約を解除することができる。
- ③ 上記①又は②により契約を解除した場合には、事業者は、本市に生じた損害を補償しなければならない。
- ④ 不可抗力その他市は事業者の責に帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合には、本市と事業者は、事業継続の可否について協議する。

11. 事務局

〒292-8501 千葉県木更津市朝日三丁目10-19

木更津市役所 資産管理部財産活用課

電話：0438-23-8046

E-mail：zaisan@city.kisarazu.lg.jp

以上